

## 議案第50号

甲府市職員給与条例の一部を改正する条例制定について  
甲府市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日提出

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市職員給与条例の一部を改正する条例

甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「次項」を「第4項」に改め、同項第2号中「のうち4輪の自動車を使用する職員」を削り、「次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に」を「支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからケまでを削り、同項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、「、第2号に定める額」を削り、同号を同項第3号とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第3号」を「前項第1号」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(通勤手当に関する経過措置)

2 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、この条例による改正後の甲府市職員給与条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）第25条第1項第2号又は第3号に該当する職員（通勤のため4輪の自動車を使用することを常例とする職員に限る。）のうち、同条第2項第2号若しくは第3号又は同条第3項第2号の規定に基づき支給される通勤手当の額（以下この項において「新支給額」という。）が、この条例による改正前の甲府市職員給与条例第25条第2項第2号又は第4号の規定を適用した場合に支給されることとなる通勤手当の額（以下この項において「旧支給額」という。）に達しないものの通勤手当の額は、改正後の条例第25条第2項及び第3項の規定にかかわらず、改正後の条例第25条第2項及び第3項に定める額に、旧支給額と新支給額との差額の2分の1に相当する額を加算した額とする。

3 前項の規定が適用される職員に対する改正後の条例第25条第4項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは「定める額並びに甲府市職員給与条例の一部を改正する条例（令和8年3月条例第 号）附則第2項に規定する2分の1に相当する額」と、「前2項」とあるのは「前2項及び同条例附則第2項」とする。

(甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

4 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年12月条例第53号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「、給与条例第25条第2項第3号中「育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「任期付短時間勤務職員」とを削る。

(甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月条例第10号）の一部を次のように改正する。

第37条第2項中「第6項」を「第8項」に改める。

（規則への委任）

6 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 提案理由

一般職の国家公務員の給与改定等に鑑み、駐車場等に係る通勤手当に関する所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。